

生活環境影響調査のご案内

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）が平成9年6月に改正され、廃棄物処理施設の設置に際し許可を要するすべての施設について生活環境影響調査の実施が義務づけられました。

当協会では、現場調査、室内での分析、数値シミュレーションまでを一貫して実施することが可能であり、様々な廃棄物処理施設の生活環境影響調査業務を行っています。お気軽にご用命くださいませうご案内申し上げます。

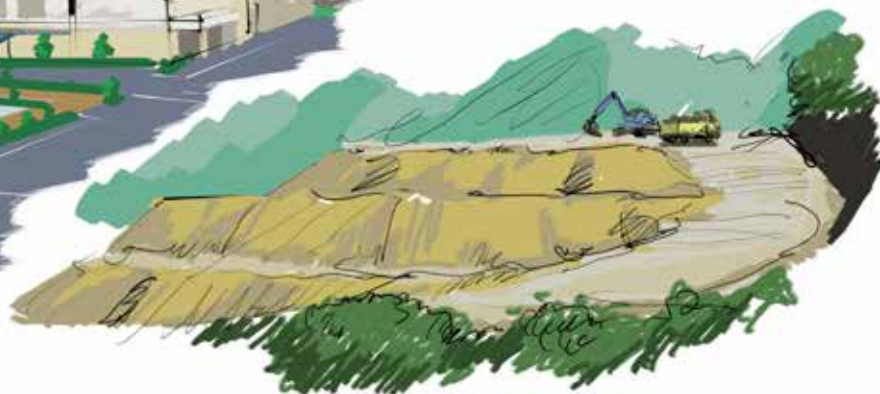
焼却施設



污泥再生処理センター



最終処分場



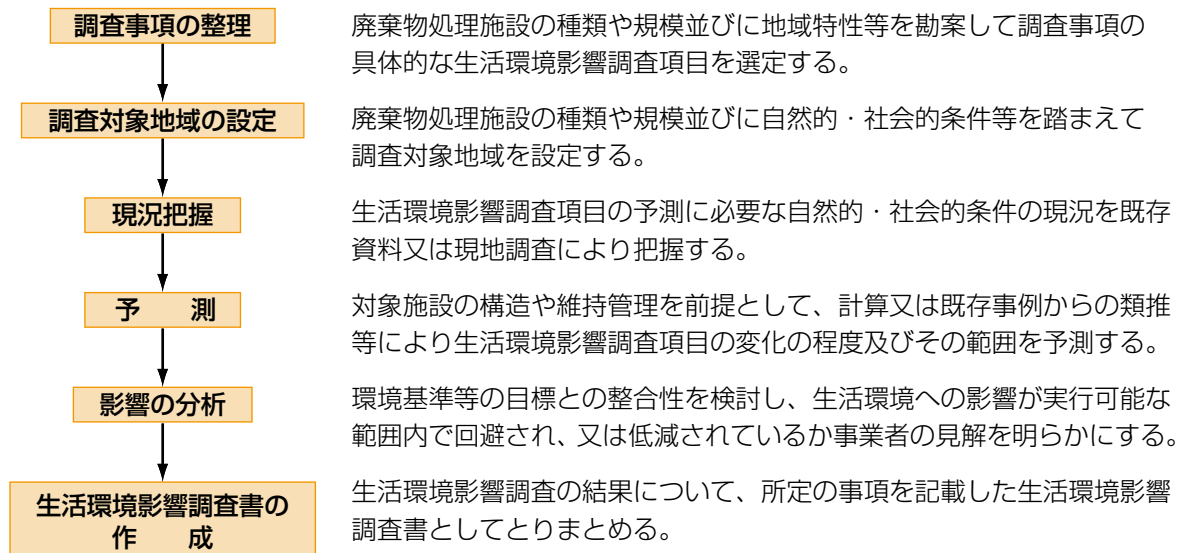
【生活環境影響調査の実施が義務づけられている廃棄物処理施設】

種 類		規 模 等	
一般廃棄物	ごみ処理施設	焼却施設以外の施設	処理能力 5t/ 日以上
		焼却施設*	処理能力 200kg/h 以上 または火格子面積 2m ² 以上
	汚泥再生処理センター（し尿処理施設）		すべて
	最終処分場*		すべて
産業廃棄物	汚泥の脱水施設		処理能力 10m ³ / 日を超えるもの
	汚泥の乾燥施設		処理能力 10m ³ / 日を超えるもの（天日乾燥施設 100m ³ / 日）
	汚泥の焼却施設*		処理能力 5m ³ / 日を超えるものまたは処理能力 200kg/h 以上 または火格子面積 2m ² 以上
	廃油の油水分離施設		処理能力 10m ³ / 日を超えるもの
	廃油の焼却施設*		処理能力 1m ³ / 日を超えるものまたは処理能力 200kg/h 以上 または火格子面積 2m ² 以上
	廃酸又は廃アルカリの中和施設		処理能力 50m ³ / 日を超えるもの
	廃プラスチック類の破砕施設		処理能力 5t/ 日を超えるもの
	廃プラスチック類の焼却施設*		処理能力 100kg/ 日を超えるもの または火格子面積 2m ² 以上
	汚泥のコンクリート固型化施設		重金属等を含むもの
	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設		すべて
	廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設*		すべて
	PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設		すべて
	その他の焼却施設*		処理能力 200kg/h 以上または火格子面積 2m ² 以上
	最終処分場*		すべて

備考）※：生活環境影響調査書の縦覧を要する施設

〔廃棄物の処理及び清掃に関する法律より作成〕

【生活環境影響調査の流れ】



一般財団法人

九州環境管理協会

〒813-0004 福岡市東区松香台1-10-1

TEL 092-662-0445

FAX 092-662-0411(代表) 092-662-0424(環境保全課)

e-mail:syougai@keea.or.jp http://www.keea.or.jp

調査・予測関係 : 環境部 環境保全課

料金・見積関係 : 総務部 渉外課